

教員としての在職年数と特別支援教育科目の修得により特別支援教育領域を追加する場合
(免許法第5条の2第3項、免許法施行規則第7条第5項)

特別支援学校教諭2種免許状(領域追加)の所要資格

1 必要とする免許状

- (1) **兵庫県教育委員会が発行した**盲・聾・養護学校教諭免許状又は特別支援学校教諭免許状のうち、いずれかの2種免許状
- (2) 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状

2 在職年数(勤務成績良好な期間)

上記1(2)の免許状取得後、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教員として1年

3 必要単位数

特別支援教育に関する科目	左の科目に含めるべき科目	特別支援教育領域 [中心となる領域]	最低修得単位数
第2欄 特別支援教育領域 に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	視覚障害者	1以上
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		1以上
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	聴覚障害者	1以上
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		1以上
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的障害者	左の2科目 を含んで
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		1
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	肢体不自由者	左の2科目 を含んで
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		1
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	病弱者	左の2科目 を含んで
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		1

4 単位修得機関

追加しようとする領域について認定課程のある大学の学部学科(文部科学省から認定を受けた課程)や認定講習等で単位を修得してください。

特別支援学校教諭1種免許状(領域追加)の所要資格

1 必要とする免許状

- (1) **兵庫県教育委員会が発行した**盲・聾・養護学校教諭免許状又は特別支援学校教諭免許状のうち、いずれかの1種免許状
- (2) 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状

2 在職年数(勤務成績良好な期間)

特別支援学校の教員として1年(上記1(1)の免許状の教育領域又は追加しようとする新教育領域を担任する教員の実務経験に限る。)

3 (1) 必要単位数(追加する特別支援教育領域の2種免許状(所要資格も含む。))が**ない**場合

特別支援教育に関する科目	左の科目に含めるべき科目	特別支援教育領域 [中心となる領域]	最低修得単位数
第2欄 特別支援教育領域 に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	視覚障害者	1以上
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		1以上
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	聴覚障害者	1以上
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		1以上
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的障害者	1以上
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		1以上
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	肢体不自由者	1以上
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		1以上
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	病弱者	1以上
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		1以上

3 (2) 必要単位数(追加する特別支援教育領域の2種免許状(所要資格も含む。))が**ある**場合

特別支援教育に関する科目	左の科目に含めるべき科目	特別支援教育領域 [中心となる領域]	最低修得単位数
第2欄 特別支援教育領域 に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	視覚障害者	左の2科目 どちらでも
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		2
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	聴覚障害者	左の2科目 どちらでも
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		2
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的障害者	左の2科目 を含んで
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		1
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	肢体不自由者	左の2科目 を含んで
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		1
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	病弱者	左の2科目 を含んで
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		1

4 単位修得機関

追加しようとする領域について認定課程のある大学の学部学科(文部科学省から認定を受けた課程)や認定講習等で単位を修得してください。